

公有水面埋立免許の出願に係る意見について

永浜漁港区域内の公有水面埋立について、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により鹿児島県知事から意見を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出  
霧島市長 中 重 真 一

記

1 公有水面埋立内容

埋立面積	埋立区域の位置	埋立目的
1,560.06平方メートル	隼人町小浜字礪石6156番2から同字6123番に至る間の土地に接する国有海浜地の地先公有水面	漁港施設用地

2 永浜漁港区域内の公有水面埋立に関する意見

令和4年12月26日付け漁港第197号で意見を求められた永浜漁港区域内の公有水面埋立免許願について、異議はない。

(提案理由)

鹿児島県知事から永浜漁港の施設整備に伴う公有水面埋立について、意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により提案するものである。

(参考)

漁港の概要等は、別紙のとおり。

(別紙)

## 1 漁港の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 漁港名     | 永浜漁港   |
| (2) 種 別     | 第1種  |
| (3) 管理者名    | 霧島市  |
| (4) 漁港指定年月日 | 昭和28年3月5日(農林省告示100号)                                 |
| (5) 位 置     | 霧島市隼人町小浜地内   |
| (6) 漁業形態    | 刺網、はえ縄、その他釣、かご漁業、<br>主たる魚種—たちうお、まだい、いか類<br>主たる漁業—釣漁業 |

## 2 漁港関係補助事業の経緯

本港は、平成30年度より漁村再生交付金事業を実施しており、漁港機能の充実と安全性・作業効率の向上を図るため、令和2年度から工事用道路を兼ねた集落道の整備に着手している。令和4年度から令和5年度にかけて物揚場・船揚場・野積場等の整備を行う予定である。

## 3 埋立てに関する工事の施行方法

### (1) 埋立工法

本工事は、外周施設である物揚場、船揚場及び防波堤(護岸)を概成し、埋立地を外海からの波浪に対して遮蔽域とした後、埋立地前面の浚渫工事により発生する土砂を投入、整地して計画地盤高に仕上げる。なお、捨石投入等による土砂流出防止を図るため、汚濁防止膜を設置する。

### (2) 埋立に用いる土砂等の種類

当該工事の浚渫にて発生する浚渫土及び購入土

### (3) 埋立てに関する工事の施工に要する期間

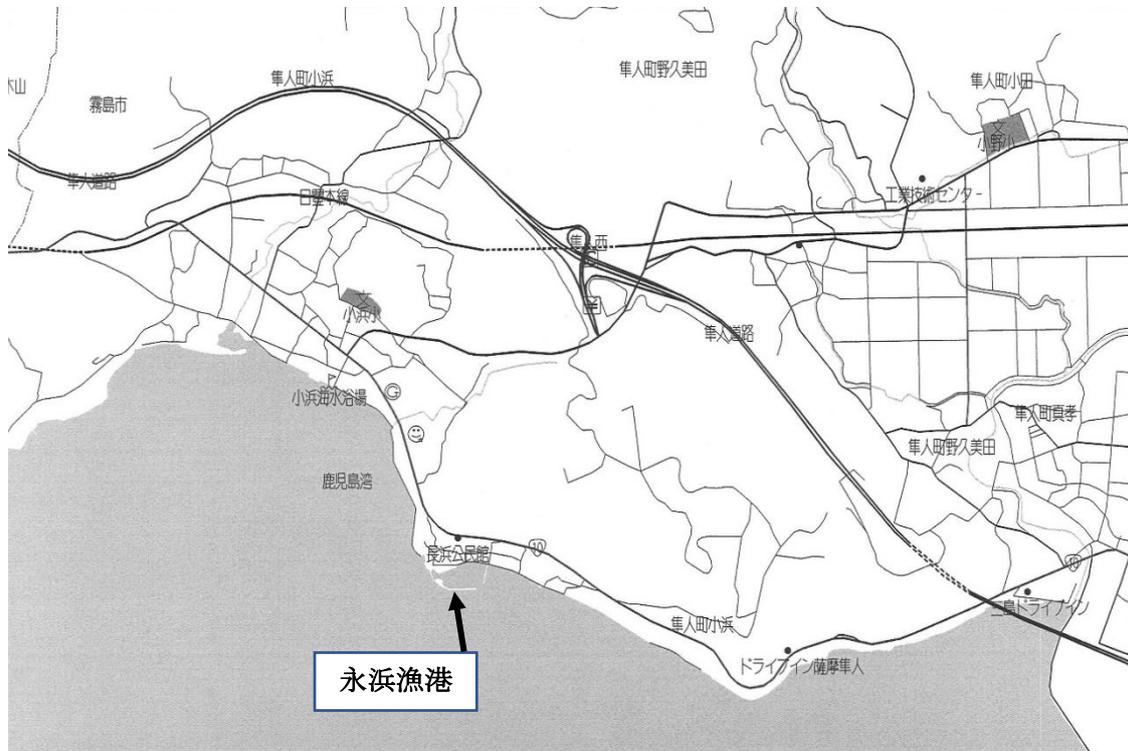
工事の着手 免許の日より6月以内

竣功の期限 着手の日より3年以内

## 4 漁港施設等の内容

防波堤	204.5m	野積場	1,688.9m <sup>2</sup> (整備予定)
防砂堤	54.0m	物揚場	50.0m (整備予定)
護 岸	370.0m	船揚場	49.0m (整備予定)
集落道	95.0m		

## 【位置図】



## 【詳細図】

